

地方自治体の老朽施設解体に係るアスベスト防災の実施等について

わが国社会の維持・発展にご尽力いただいていることに心から敬意をはらいます。

私たちはアスベスト災害について国際的に調査研究をしている研究団体です。ご承知のように、第二次大戦後に大量使用されたアスベストの影響で、日本だけでも毎年1～数千人に及ぶ中皮腫・肺がん・石綿肺などのアスベスト関連疾患の被害者が出ています。アスベストの8割は戦後につくられた建築物に使われていると推計されており、とくに厳しい防火・耐火性能が求められた公共建築物にも大量に用いられました。

政府は公共建築物のアスベスト含有有無のチェックを進めてきました。しかし、平成24（2012）年の大阪府立高校の耐震改修工事において猛毒の青石綿（クロシドライト）や白石綿（クリソタイル）の飛散が昨年発覚したことから、外からの目視等では確認できていないアスベストが潜伏している可能性は相当程度存在すると考えられます。とくに子どもたちが日常を過ごす学校はアスベスト災害の危険施設であり、すでにわが国でも多くの教員が中皮腫で亡くなっています。

政府では、次年度から地方自治体の老朽施設解体に際して新しく地方債の措置を講ずるとされています。これによって、地方自治体の公共施設の解体が加速することが考えられます。また、すでに地方自治体の公共施設に対する耐震改修工事への予算措置も本格化されつつあります。

私どもは、今後地方自治体で公共施設の解体・改修工事が本格的に始まるにあたり、アスベスト防災について必ず実行していただきたい緊急な対策があり、以下に勧告いたします。

1. 公共建築物の解体等に際しては、最低限でも環境省が出している「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を地方自治体・業者に遵守させること。
2. 生徒、教員、事務職員などの学校関係者と周辺住民への工事内容の情報開示と、工事中の作業員のマスク着用を徹底させること。
3. 1975年までに建設された公共建築物については、アスベストが含有されているものとみなし、その対策を地方自治体・業者に徹底させること。
4. 労働基準監督署と地方自治体が協力し、工事監督者や環境測定の特任家による安全確認の監視などの体制に万全を期すること。
5. 地方債などの財政措置に関しては、アスベスト災害防止のための費用を含めたものとする。

立命館アスベスト研究プロジェクト

立命館大学政策科学部教授	森 裕之
立命館大学政策科学部教授	小幡 範雄
立命館大学政策科学部教授	平岡 和久
立命館大学政策科学部教授	石原 一彦
大阪市立大学名誉教授・滋賀大学名誉教授	宮本 憲一

<連絡先>

〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1 立命館大学 政策科学部 森 裕之
Tel : 075-465-7877 (政策科学部事務室) E-mail : hmt23243@sps.ritsume.ac.jp